

一般社団法人関西マラソン協会定款

令和2年11月22日 作成

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人関西マラソン協会と称し、英文表記は、Kansai Marathon Association (略称KAMA) とする。

(目的)

第2条 当法人は、関西圏を代表するマラソン競技団体として、マラソン競技の普及、発展を目的としてマラソン文化の進展に寄与する。

② 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

1. マラソン競技の普及、発展に関する企画及び指導
2. マラソン競技の技術向上に関する企画及び指導
3. 関西圏でのマラソン競技会の主催又は後援
4. 関西圏でのマラソン記録計測業務の推進
5. マラソン競技を通じた健康増進活動と青少年の育成、社会福祉、社会貢献に寄与すること
6. マラソン競技を通じた環境保全活動
7. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 社員

(社員の資格)

第6条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(入 社)

第7条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の手続きを申し、理事会の承認を得なければならない。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

② 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

第9条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

1. 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

2. 死亡

3. 総社員の同意

4. 除名

② 社員の除名は、正当な事由があるときに限り社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招 集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこれを招集する。

③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第11条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 社員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散
5. その他法令で定められた事項

(社員総会決議の省略)

第14条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議決権の代理行使)

第16条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議

長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第18条 当法人の理事の員数は、3人以上10人以内とする。

(理事の資格)

第19条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

② 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第20条 当法人の監事の員数は、3人以内とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第21条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(役員を設置)

第22条 当法人に理事長1人、副理事長2人、常任理事数名を置き、それぞれ理事会において理事の過半数をもって選定する。

② 理事長、副理事長は、法人法上の代表理事とする。

③ 理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

④ 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従いその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

⑤ 常任理事は、法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とし、当法人の業務を分担執行する。

(理事及び監事の任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(会長等)

第24条 当法人に会長、副会長、副会長補佐、事務総長、事務局長並びに事務局次長を置く。

- ② 会長、副会長は理事会の推薦により理事長が委嘱する。

(報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(招集)

第26条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこれに代わるものとする。

(招集手続の省略)

第27条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、理事長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順位に従い副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第29条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第30条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第31条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第33条 代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第34条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第35条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第7章 解散及び清算

(解散の事由)

第36条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

1. 社員総会の決議
2. 社員が欠けたこと
3. 合併（合併により当法人が消滅する場合）
4. 破産手続開始の決定
5. 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第37条 当法人が解散した場合には残余財産があるときは、国庫に帰属する。

第8章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第38条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

大阪府	菖 蒲 誠
京都府	櫻 井 顯 一
大阪府	谷 達 也
大阪府	橋 本 正 勝
大阪府	山 本 光 男
大阪府	竹 田 喜 幸

(設立時役員)

第39条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	菖蒲 誠	櫻井 顯一	谷 達也
	橋本 正勝	山本 光男	竹田 喜幸
設立時監事	田中 豪		

設立時代表理事	大阪府	
(理事長)		菖蒲 誠
設立時代表理事	京都府	
(副理事長)		櫻井 顯一
設立時代表理事	大阪府	
(副理事長)		谷 達也

(最初の事業年度)

第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第41条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人関西マラソン協会を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士田中史子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和2年11月22日

設立時社員 菖 蒲 誠

設立時社員 櫻 井 顯 一

設立時社員 谷 達 也

設立時社員 橋 本 正 勝

設立時社員 山 本 光 男

設立時社員 竹 田 喜 幸

上記設立時社員の定款作成代理人

司法書士 田 中 史 子